○農林水産省告示第七百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　(一)　保安林の所在場所　三重県津市美杉町下之川字井戸谷九の五、九の八、九の二一、九の二二、九の九から九の一二まで・九の一四から九の二〇まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字大豆田一二、一四、二〇、四二、四三、四七・四八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　指定の目的　水源のかん養

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大豆田一二・一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　保安林の所在場所　三重県津市一身田豊野字今井九八、九九の一、一〇〇、一〇〇の一、一〇一、一〇二、一〇三の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　三重県津市一身田豊野字今井九八、九九の一、一〇〇、一〇〇の一、一〇一、一〇二、一〇三の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(一)　保安林の所在場所　三重県津市一身田豊野字今井九八、九九の一、一〇〇、一〇〇の一、一〇一、一〇二、一〇三の二

(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備

(三)　指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町小又字冬木谷四、四の一、四の二、五、五の一、五の二、五の三、五の四、五六三の一、五六三の二、五六四、五六五、五七二、五七二の一、一二の一・二の二・二の三・三・三の一・三の三・六・九の一・九の二・九の三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字奥地一七の一、一七の二、一七の三、七・八・一五の一・一五の二・一五の四・一六の二・一七・一八（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）、字庵平一九の一・一九の三・一九の四・一九の五（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字貝見二〇の四、二〇の五、二〇の六、二〇の七、二二の二、二三の三、二三、二〇の一・二〇の二・二〇の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字高野五四三の二、五四四、五四五、五四八の二、五四八の四、五五〇、五五〇の一、五五〇の二、五五〇の三、五五〇の四、五五〇の五、字片蓋山五五一、字李五五六の一、五五六の二、五五七の一、五五七の二、五五七の三、五五七の四、五五七の五、五六二、五六二の一、五六二の三（次の図に示す部分に限る。）、字平野五八三、字焼原六〇〇の四、六〇〇の五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市五郷町寺谷字ツユノ口七六五から七六七まで、字桑ノ瀬八二九、八三四、字桑瀬谷一三三四の三、五郷町桃崎字小谷一一五六の六、五郷町大井谷字堤谷峪一三八、一三九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県津市美杉町八知字アシ倉二二八九の四・二二八九の七・二二八九の一四・二二八九の二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、二二八九の一二、字谷口二二九三の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字アシ倉二二八九の四・二二八九の七・二二八九の一二・二二八九の一四・字谷口二二九三の七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　三重県熊野市飛鳥町大又字江竜一一七〇、一一七一の一、一一七一の三、一一七二の一、一一七二の二、一一七二の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字江竜一一七〇・一一七二の一・一一七二の三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を三重県庁及び津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年五月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆